

企業倫理委員会規則

(平成 9年 3月 25日制定)

(平成 15年 7月 29日改定)

(平成 17年 4月 1日改定)

(平成 22年 6月 30日改定)

(平成 28年 4月 1日改定)

第1条 (目的)

(一社)日本医療機器産業連合会(以下「医機連」という。)企業倫理委員会(以下「委員会」という。)は、医療機器業プロモーションコード(以下「コード」という。)の管理運用に当たるほか、広く内外の関係法令・ルール等の理解促進・遵守徹底に向けた啓発活動を行うことにより、会員団体・会員企業が高い倫理観を持って、コンプライアンスに根差した事業活動を実施し、もって、医療機器業界に対する社会からの信頼性向上に寄与することを目的とする。

第2条 (業務)

1. 企業倫理委員会は、次の業務を行う。

1) コードの管理運用に関する事項

(1) コードの理解促進・遵守徹底

(2) コードの見直し

(3) コードの管理運用に関し、関係諸団体及び関係官庁との連絡調整

(4) コードに関する問い合わせ・苦情申立ての処理

(5) コードに違反すると考えられる事案に関して独自調査・審理

(6) コードに違反すると認められた事案につき、当該違反の会員企業に対する是正措置の実施

(7) コードに違反する事案が生じた場合に、再発防止のため、広く会員企業の自覚を促すための啓発活動の実施

(8) その他、コードに関して企業倫理委員会が必要と認めた事項

2) 内外の重要法令・ルール(以下「重要法令等」といい、その一般例を以下に示す。)の理解促進・遵守徹底のための啓発に関する事項

(1) 重要法令等に関する情報収集、会員団体・会員企業への情報発信

(2) 重要法令等に関する研修の実施

(3) その他、重要法令等に関して企業倫理委員会が必要と認めた事項

[重要法令等の例]

① カルテル、贈賄等の適正取引に係る法令

② 透明性ガイドライン、米国 Sunshine Act 等の開示関連法令

③ その他会員企業の事業に関わる法令・ルール

2. コードに関する問い合わせ・苦情申立て及び違反是正措置の処理手順の詳細については、別途定める。

第3条（構成）

1. 企業倫理委員会は、会員団体から選出された委員で構成する。
2. 委員の任期は、「(一社) 日本医療機器産業連合会理事会等医機連の委員会の運営に関する規程」に準じる。
3. 委員は、第5条に定める分科会又はワーキンググループに所属する。
4. 正副委員長は、「(一社) 日本医療機器産業連合会理事会等運営規程」に準じて選出する。

第4条（運営）

1. 企業倫理委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
2. 企業倫理委員会の決議は、出席委員の多数決をもって行う。賛否同数の場合は、委員長がこれを決める。ただし、会員団体の議決権は1とする。
3. 企業倫理委員会は、事案の審理のために必要があると認めた場合は、外部の有識者をオブザーバーとして出席させることができる。

第5条（分科会及びワーキンググループの種類）

1. 第2条に定める業務を的確に遂行するため、委員長は、以下に定める分科会及びワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置するほか、必要に応じ、テーマに則した分科会、WGを設置する。
 - (1) コード分科会
 - (2) コンプライアンス分科会
 - (3) 透明性推進WG
 - (4) 海外倫理推進WG
2. WGは、特定の問題・課題等が発生した場合に、その対応・解決等を行うことを目的に設置することを原則とし、当該問題・課題等の終了をもって解散する。WGのメンバーは、委員のほか、会員団体から推薦を受けた当該WGの問題・課題等を審議するに相応しい識見・能力を有する者から委員長が指名する。
3. 分科会及びWGの組織運営は、本規則第3条、第4条及び第6条を準用する。

第6条（事務局）

企業倫理委員会の運営に必要な事務は、医機連事務局が行う。

第7条（改廃）

この規則の改廃は、企業倫理委員会が起案し、医機連理事会の承認を得るものとする。